

「しずおか移住応援団」運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、官民一体で静岡県への移住を推進するために、静岡県への移住希望者に対し、地域情報の提供、イベント開催及び情報発信等の移住支援を行う事業者、団体及び個人を「しずおか移住応援団」として登録、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- (1) 「応援団」とは、本要領に基づき登録された「しずおか移住応援団」をいう。
- (2) 「県」とは、静岡県くらし・環境部企画政策課をいう。
- (3) 「静岡県移住相談センター」とは、“ふじのくにに住みかえる”静岡県移住相談センター（東京）をいう。
- (4) 「ゆとりすと静岡」とは、静岡県移住・定住情報サイト「ゆとりすと静岡」(<https://iju.pref.shizuoka.jp>)をいう。

(応援団の役割)

第3条 応援団は、第1条の趣旨に賛同し、静岡県への移住希望者に対し、地域情報の提供、イベント開催及び情報発信等の移住支援を行うものとする。

2 この要領における移住支援とは、次の各号をいう。

- (1) 現地案内所としての対応（現地を訪問した移住希望者に対する地域情報の提供など）
 - (2) 地域の魅力体験又は地域住民との交流を行うイベントの開催及び情報発信
 - (3) 地域情報の発信（webや印刷物等による地域住民ならでの情報発信）
 - (4) 就業に関する情報の提供又は相談サービス（求人情報提供、職業体験受入、シェアオフィス等の提供など）
 - (5) その他移住希望者が利用可能なサービス
- 3 応援団が実施する移住支援は、有償・無償の別を問わないものとするが、有償で行う場合は、移住希望者等が負担する額及び支払い方法をあらかじめ明示することとする。

(応援団の登録)

第4条 応援団の登録を希望する事業者、団体及び個人は、次のいずれかの方法により申請するものとする。

- (1) 県に、「しずおか移住応援団登録申込書」（様式第1号）を郵送、電子メール、FAX、持参のいずれかの方法により提出（提出先は別表1のとおり）
- (2) 静岡県移住相談センターに、「しずおか移住応援団登録申込書」（様式第1号）

を郵送、電子メール、持参のいずれかの方法により提出（提出先は別表1のとおり）

(3) 「ゆとりすと静岡」の登録フォームから入力

2 県は、前項の規定による申請について内容を審査し、適当であると認める場合は
応援団として登録するものとする。ただし、次に掲げる場合は、登録を行わない。

(1) 各種法令等に違反している、又はその恐れのある場合

(2) 暴力団又は暴力団員が活動に関わる場合

(3) 宗教活動及び政治活動に関わる場合

(4) その他、県が応援団への登録が適当でないと認める場合

3 提出された登録申請書の全ての内容は、県、静岡県移住相談センター及び当該応援団の活動地域が含まれる市町にて共有する。

4 応援団の登録有効期限は、登録の日から1年間とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ登録期間満了時までに取り消しの申出がない場合は、自動更新する。

(県の役割)

第5条 県は応援団の運営にあたり、次の支援を行うものとする。

(1) 第4条第1項の申請内容に基づく「ゆとりすと静岡」における応援団紹介ページの作成

(2) 応援団に対する「ゆとりすと静岡」のイベント情報投稿用IDの付与

(3) 前号の規定により応援団が投稿したイベント情報の審査及び「ゆとりすと静岡」等における公表

(4) 応援団に対する「しずおか移住応援団」の標示物及び県が作成するパンフレット等の提供

(5) その他、応援団の運営にあたり、県が必要と認める支援

(移住支援の停止・変更)

第6条 応援団は、第4条第2項で登録した移住支援を停止又はその内容を変更することができる。この場合において、応援団は県にその旨を報告しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 県は、応援団が次に掲げる各号の一に該当する場合は、応援団の登録を予告なく取り消すことができるものとする。

(1) 応援団から登録取消しの申出があったとき

(2) 第4条第2項ただし書きに該当することが判明したとき

(3) 応援団の趣旨に反するような行為を行った又は行うおそれがあると認めるとき

(4) 不正な内容を「ゆとりすと静岡」に投稿又は県に報告したとき

(5) 第5条第1項第2号及び第4号に基づき県が交付したID、標示物及びパンフレット等を不正に利用したとき

- (6) 応援団を利用する移住希望者等に不利益が生じるおそれがあるとき
- (7) 登録した連絡先と連絡が取れなくなったとき
- (8) その他、応援団としての登録が適当でないとき

(免責事項)

第8条 県は、応援団の申請に基づく情報提供のみを実施し、情報提供後に発生する売買又は取引等については一切関与しないものとする。

2 県は、応援団の登録及び運営により発生したトラブル及び損害について、一切の責任を負わないものとし、当該損害を賠償する義務もないものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

(別表1) (第4条第1項関係)

所属名	提出先住所等
静岡県くらし・環境部 企画政策課	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 TEL：054-221-2610 FAX：054-221-3559 メール：iju@pref.shizuoka.lg.jp
“ふじのくにに住みかえる” 静岡県移住相談センター(東京)	〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内 TEL：03-6206-3858 メール：shizuoka@furusatokaiki.net